

第5章 オーストラリア

—地域振興政策と牛肉輸出—

玉井 哲也

1. はじめに

2019-20 年度においても広い地域が干ばつの影響を受け、小麦、大麦などの主要穀物の生産量は不調であった前年度よりも減少する見通しである。本稿では、まず主要農産物の生産と輸出の近年の状況を示し、続いて、地域振興政策を概観する。近年の干ばつに対し、政府の対策が拡充されているが、農業等の経営や農家の家計に対する支援が主である。いわゆる農村振興政策は行われないのだが、地域の活動等を補助する政策が存在し、政府から地域に対する種々の支援がなされている。次いで、最も重要な輸出農産物の一つである牛肉の輸出について輸出先や価格を明らかにし、最後に FTA の推進状況を最近の進展を中心に整理する。

2. 農産物の生産と輸出

オーストラリア農業資源経済科学局（ABARES）は、2019-20 年度の冬作物（小麦、大麦、カノーラ、豆類、オート麦及びライ麦）の生産量を、2020 年 2 月現在で約 2,900 万トンと予測している（ABARES（2020a））。

第1表 冬作物の生産量、単収及び輸出量（小麦、大麦、カノーラ）

（単位：千トン、トン/ha）

年度	小麦			大麦			カノーラ		
	生産量	単収	輸出量	生産量	単収	輸出量	生産量	単収	輸出量
2005-06	25,150	2.02	15,168	9,482	2.15	5,316	1,419	1.46	884
2006-07	10,822	0.92	11,196	4,257	1.02	3,136	573	0.55	238
2007-08	13,569	1.08	7,408	7,160	1.46	4,052	1,214	0.95	519
2008-09	21,420	1.58	13,410	7,997	1.60	3,899	1,844	1.09	973
2009-10	21,834	1.57	13,725	7,865	1.78	4,235	1,907	1.13	1,238
2010-11	27,410	2.03	18,431	7,995	2.17	4,625	2,359	1.14	1,471
2011-12	29,905	2.15	23,026	8,221	2.21	6,568	3,427	1.39	2,323
2012-13	22,855	1.76	21,265	7,471	2.05	5,165	4,142	1.27	3,488
2013-14	25,303	2.01	18,336	9,174	2.41	7,124	3,832	1.41	3,194
2014-15	23,743	1.92	16,571	8,646	2.12	6,208	3,540	1.22	2,445
2015-16	22,275	1.97	15,777	8,992	2.19	5,498	2,775	1.33	1,946
2016-17	31,819	2.61	22,057	13,506	2.79	9,537	4,313	1.61	3,599
2017-18	20,941	1.92	15,492	9,254	2.24	7,997	3,893	1.23	2,336
2018-19	17,298	1.70	9,805	8,310	2.23	4,684	2,180	1.15	1,569
2019-20	15,165	1.50	9,559	8,851	2.24	4,306	2,329	1.30	1,476

資料：生産量及び単収は ABARES (2019a) 及び ABARES (2020a)。輸出量は ABARES (2020b)。

降水量不足と高温の影響で、史上最高の生産量を記録した 2016-17 年度以後、3 年連続で減少している。これに伴い輸出量も減少すると予測されている（第 1 表）。前年度比較的好調であった西部も、今年度は干ばつの影響が大きい。

夏作物（ソルガム、綿花、米等）も干ばつの影響を強く受け生産が減少している（第 2 表）。灌漑用水の不足により米及び綿花の作付けが抑制されている。

第 2 表 夏作物の生産量、単収及び輸出量（ソルガム、米、綿花）

（単位：千トン、トン/ha）

年度	ソルガム			米			原綿		
	生産量	単収	輸出量	生産量	単収	輸出量	生産量	単収	輸出量
2005-06	1,931	2.52	173	1,003	9.83	164	597	1.78	650
2006-07	1,282	2.09	46	163	8.15	397	301	2.10	487
2007-08	3,790	4.03	251	18	8.50	136	133	2.12	266
2008-09	2,691	3.51	1,368	61	8.46	37	329	2.01	260
2009-10	1,508	3.03	487	197	10.39	28	387	1.86	395
2010-11	1,935	3.06	553	723	9.54	172	926	1.57	505
2011-12	2,235	3.40	1,112	919	8.91	537	1,225	2.04	994
2012-13	2,229	3.45	1,291	1,161	10.22	584	1,017	2.30	1,305
2013-14	1,282	2.41	701	819	10.94	544	885	2.26	1,036
2014-15	2,210	3.02	1,205	690	9.91	461	528	2.68	681
2015-16	1,791	3.44	1,075	274	10.29	316	629	2.33	536
2016-17	994	2.70	729	807	9.82	218	891	1.60	763
2017-18	1,255	2.72	404	635	10.39	353	1,058	2.01	872
2018-19	1,278	2.58	205	61	12.20	242	485	1.41	896
2019-20	292	2.04	117	54	10.80	91	135	2.21	339

資料：生産量及び単収は ABARES (2019a) 及び ABARES (2020a)。輸出量は ABARES (2020b)。

畜産も放牧を主とすることから干ばつの影響を受けるが、穀物ほど生産量の変動は大きくない。中期的に見ると、ラム肉の輸出、鶏肉の生産が大きく伸びている一方で、羊毛の生産・輸出は減少傾向が続いてきた（第 3 表、第 4 表）。

第 3 表 牛肉、羊肉、豚肉及び鶏肉の生産量及び輸出量

（単位：千トン）

年度	牛肉		ラム		マトン		豚肉		鶏肉	
	生産量	輸出量	生産量	輸出量	生産量	輸出量	生産量	輸出量	生産量	輸出量
2005-06	2,077	948	382	146	244	148	389	45	773	16
2006-07	2,226	1,029	413	157	271	168	382	42	812	21
2007-08	2,132	979	428	167	243	163	374	40	797	24
2008-09	2,125	1,006	416	162	220	151	321	33	832	32
2009-10	2,109	934	413	160	162	117	331	30	834	25
2010-11	2,133	981	391	162	123	97	342	32	1,015	29
2011-12	2,115	995	419	179	120	99	351	30	1,030	36
2012-13	2,245	1,052	457	208	183	153	356	27	1,046	32
2013-14	2,464	1,214	474	236	228	186	360	28	1,084	38
2014-15	2,662	1,376	507	254	214	180	371	29	1,116	36
2015-16	2,344	1,196	516	261	196	156	378	28	1,191	27
2016-17	2,069	991	506	255	163	135	397	31	1,230	35
2017-18	2,238	1,122	531	280	204	177	417	35	1,193	37
2018-19	2,352	1,222	501	292	230	197	414	33	1,240	41
2019-20	2,259	1,160	459	267	175	147	380	26	1,218	40

資料：ABARES (2020b)。

注：生産量は枝肉ベース、輸出量は船積み重量ベース。

第4表 羊毛、生乳、乳製品の生産量及び輸出力

(単位:千トン(生乳は千キロリットル))

年度	羊毛		生乳	バター		チーズ	
	生産量	輸出力	生産量	生産量	輸出力	生産量	輸出力
2005-06	509	552	10,089	146	83	373	202
2006-07	482	576	9,583	133	81	364	213
2007-08	450	483	9,223	128	57	361	203
2008-09	408	445	9,388	148	70	343	146
2009-10	411	428	9,084	128	74	350	168
2010-11	406	444	9,180	122	56	339	163
2011-12	404	405	9,589	120	49	347	161
2012-13	427	437	9,334	118	54	338	174
2013-14	419	428	9,421	116	49	311	151
2014-15	427	459	9,806	119	44	344	159
2015-16	404	417	9,681	119	34	344	172
2016-17	414	429	9,016	100	21	349	167
2017-18	422	452	9,325	93	16	378	171
2018-19	379	393	8,795	73	21	381	166
2019-20	341	345	8,531	73	20	373	159

資料:ABARES(2020b)。

注:羊毛の輸出力は、皮を含む(生産量の対象よりも広い)。

3. 地域振興政策の概要

(1) オーストラリアにおける背景・経緯

オーストラリアの政府は、連邦、州、地方自治体の三層の政府構造である。地域を振興する政策は20世紀前半は州政府の役割であったが、1940年代から連邦政府が関与を始めその役割を拡大してきた。2017-18年度の歳入規模は、連邦政府が4,594億豪ドル、州(六つの州と二つの特別地域)が2,713億豪ドルであり、自治体(2014-15年度において570の自治体が存在する(インフラ等省(2017)))は468億豪ドルと規模が小さく役割が限定的である。また、州政府は収入の45%(1,238億豪ドル)を連邦政府からの補助金・交付金に依存しているところである(オーストラリア統計局(Australian Bureau of Statistics(ABS))(2019))。

連邦政府において、農業・水資源省が、農業に対する研究・開発、普及などによる支援や規制などの政策を行っているが、地域として農業地帯を整備・開発するような施策は行われていない。地域の開発・活性化、という地域に視点を置く施策を行っているのは、インフラ・運輸・地域開発・通信省(以下「インフラ等省」)⁽¹⁾である。そこで対象とする「地域」には、農村とそれ以外という区別・基準はない。

そもそも、オーストラリアにおける「農村」とは何かが問題である。農村を直訳すれば「agricultural village」ないし「farm village」となるが、オーストラリアの行政や業界の文書で、そのような言葉は使われない。「農村と都市」に対応する言葉は、「rural」と「urban」であろう。ABS(2011)によると、オーストラリアの統計の基本的地理区分(Australian Statistical Geography Standard(ASGS))の最小単位は、メッシュブロック(MB)であり、全国を約347,600のMBに分けている。次が統計区域第一層(Statistical Area Level

1 (SA1)) で、センサスによる人口・住宅調査の集計・公表の最小単位とされ、全国が約 54,000 に区分される。次の単位が統計区域第二層 (SA2)、続く統計区域第三層 (SA3) は、人口にして 3 万～13 万人の範囲を目安に設定され、統計区域第四層 (SA4) は、一つ以上の労働市場が成立している等の観点から設定され、SA4 より広い区分は州・特別地域である。

SA1 は、その人口に着目して都市部か否かという地域の性格分けがなされ、大都市 (major urban。人口 10 万人超)、その他の都市 (other urban。人口 1,000～99,999 人)、中間の地方 (bounded locality。人口 200～999 人)、残りの地方部 (rural balance。残りの場所)、の四つに区分される。そのうち大都市 (major urban) とその他の都市 (other urban) との二つを urban、中間の地方 (bounded locality) と残りの地方部 (rural balance) との二つを rural と、二分している (ABS (2011))。人口で区分しているのであり、rural と urban は、「農村と都市」ではなく、「地方部と都市部」ということになる。

（２）基本的考え方と今後の方向

上記のように「農村」をターゲットとする振興政策は存在しないが、地域振興を目指す政策は各種設けられており、その対象地域には農業地帯も含まれる、という構図である。また、上記のような地方部と都市部という区分はあるが、振興政策においては基本的に地方部と都市部とを同列で対象としている。

なお、EU の共通農業政策 (CAP) では第二の柱＝農村振興政策の一環として位置づけられている動物福祉、環境保全などに相当する政策は、オーストラリアにも存在するが、それらは「地域振興政策」との位置づけではなく、産業政策や環境政策として行われる。

産業政策に関しては政府による補助や関与を減らす方針が 1970 年代から継続しており、今後も産業政策（農業政策）としての補助等が拡大することは考えにくい。したがって、農村という概念が希薄である状況もあいまって、農業と密接に結びついた「農村振興」の政策・支援が今後出現・拡大することは考えにくい。

インフラ等省の行う地域の開発・活性化に関する支援は、補助対象となる個々のプロジェクトに産業支援が含まれることがあるが、基本的な目的は地域の発展、地域住民の生活等の向上である。今後もこの形態での事業が継続していくと見込まれる。

（３）地域振興政策における施策の例

地域を対象にするという視点を持つ施策として、インフラ等省の行う、地域の開発・活性化に関する支援施策と地域開発のための枠組みを中心に述べ（下記 1)), 辺境対策に当たるものを付け加える。

1) 連邦政府インフラ等省の行う地域やコミュニティの活動を支援する各種補助 (Regional and community programs)

インフラ等省が行う地域の開発・活性化の各種補助は、通常、公募によって補助対象事

業を選定し、補助金を交付する方式である。補助金額は応募のあった事業ごとに検討されるのであって、補助率は一律ではない。対象や要件を異にする複数施策が行われており、それぞれ実施期限があるが、期限切れとなっても、衣替えをした新規施策が打ち出される。現在、地域改善建設資金、コミュニティ開発補助事業、干ばつコミュニティ対策、マレー・ダーリング川流域地域経済多様化対策、全国地域強化資金、地域成長資金、地域雇用・投資施策、コミュニティ強化、タスマニア雇用・成長施策、の9種類を実施している⁽²⁾。

(i) 地域改善建設資金 (Building Better Regions Fund (BBRF))

雇用創出、経済成長促進、コミュニティ強化をめざし、地方部のプロジェクトに補助金を供与する、資金額6億4,160万豪ドルの事業である。インフラ・プロジェクト（インフラの新規建設又は改善）とコミュニティ投資（コミュニティ発展のための、イベント、地域戦略計画、リーダーシップ醸成・能力向上活動）との2系統がある。第3ラウンドの事業公募が2018年11月で補助金申請締め切りとなり、今後の新たな補助金申請の募集ラウンドは予定されていない。第3ラウンドで採択された事業は、2021年12月31日までに完了すべきこととされている。

① インフラ・プロジェクト系統の事業：

補助金規模2万豪ドルから1,000万豪ドルのものが対象であり、応募資格として、オーストラリア事業番号（ABN）を持ち、NPO法人、地方自治体ないしそれに準じる法人、又は配当を行わない協同組合法人であることが最低限必要である。第3ラウンドで採択された166件は、広場、防波堤、空港、鉄道、道路、水管理施設、灌漑施設、排水施設、文化施設、美術館、博物館、福祉施設、公民館、公会堂、ファミリーセンター、スポーツ施設、遊歩道、バイク道、観光ビーチ、キャラバンパーク、遊漁施設、家畜交交易所など様々な施設を対象としている。補助率は50%前後が多いが、一定ではなく、おおむね20～75%程度である。少数ながら100%補助もある。

② コミュニティ投資系統の事業：

応募資格はインフラ・プロジェクト系統と同様で、補助金規模5,000豪ドルから1,000万豪ドルのものが対象である。第3ラウンドで採択された165件は、各種の計画や戦略の立案・検討（地域の遊歩道、経済開発、観光開発、産業・投資誘致、養殖漁業、歴史・文化保全、成人教育など）、各種のイベントの実施（若者リーダー集会、青年の研修会、観光誘致、収穫祭、農家の直売促進など）、地域への移住促進、難民雇用の促進、ボランティア促進などがある。補助金額の上限が1,000万豪ドルだが、第3ラウンドで採択されたもののなかで補助金額10万豪ドル以上のものは8件にとどまり、最大のものが56万豪ドル（地域遊歩道の戦略立案及びイベント開催）である。補助率は50%前後が原則とされているが、一定ではない。

(ii) コミュニティ開発補助事業 (Community Development Grants Programme)

安定的で安全で活力のある地域経済を築くために必要とされている施設の新設ないし改

良に対して、連邦政府が補助するものである。施設整備が対象であって、施設の維持管理コストや人件費は補助の対象外となる。2013-14 年度から 2020 年 6 月 30 日（2019-20 年度末）までの間に、補助金総額 9 億 3,680 万豪ドルが供与される。対象とする事業規模は 2,000 豪ドルから 3,500 万豪ドルまでであって、応募資格として、ABN を有する法人であることが求められる。小は日よけ屋根の設置、ビジターセンター、クラブハウス、公園から、大は空港整備まで、様々な施設整備に対して補助が行われている⁽³⁾。

（iii）干ばつコミュニティ対策（Drought Communities Programme (DCP)）

干ばつの影響を大きく受けているコミュニティを支援することを目的とする補助事業である。2015 年にとりまとめられた農業競争力白書にも記載された項目であるが、所管するのは農業水資源省ではなくインフラ等省である。

当初は、2015-16 年度から 4 年間に 3,500 万豪ドルの補助金で、干ばつによる経済低迷のために働く機会に悪影響を受けている人々のために雇用創出する地方のインフラ事業等に資金供与するものであった。対象事業として、地方の支出、地方資源の利用、企業活動等を刺激し、コミュニティや農業に長期的な便益をもたらすものへ焦点を当てた。2015 年対象として決定されたのは 23 の地方自治体が、2019 年 6 月 30 日までに計画を立てて 2015 年 6 月 30 日からの事業募集に応募し、その中から農業大臣と協議してインフラ等大臣が決定したものに対して、最大で 150 万豪ドルを給付する仕組みである。

DCP はその後、干ばつの状況に応じて拡大される。2018 年 8 月 19 日、連邦政府は 2018-19 年度から補助金額 7,500 万豪ドルを追加することを発表し（DCP Extension）、その第一段階として、干ばつの悪影響を受けている地方自治体がインフラ事業等を行うことについて、60 の地方自治体にそれぞれ 100 万豪ドルを支給するとした。さらに同年 10 月 26 日には 21 自治体を追加して、対象地方自治体数を 81 とし金額も 8,100 万豪ドルとした。期間は当初の DCP から延長されたわけではなく、資金供与及び事業の完了期限は 2018-19 年度中（2019 年 6 月 30 日まで）である。ところが 2019 年 3 月 25 日には、新たに 15 自治体が追加されて補助金総額は 9,600 万豪ドルとなり、同年 5 月には更に 14 自治体を追加し補助金総額が 1 億 1,000 万豪ドルとなった。3 度目の追加後の 110 自治体のなかには、当初 DCP で指定された 23 自治体のうち 20 が重複して含まれている。事業完了期限は、当初の DCP と 2018 年に指定された 81 自治体については 2019 年 6 月 30 日、2019 年 3 月に追加された 15 自治体については 2019 年 12 月 31 日、2019 年 5 月に追加された 14 自治体については 2020 年 6 月 30 日とされているが、合理的な理由があれば期限延長を要請することが可能である。また、必ず 100 万豪ドルを補助するのではなく、補助金の最小限度額として 25,000 豪ドルが設定されている。DCP Extension の応募資格は、ABN を持ち、大臣から募集の案内を受けた地方自治体であり、また、応募する事業のなかの補助対象経費が 25,000 豪ドル以上であることも求められる。

DCP Extension に関連して、干ばつコミュニティ支援（Drought Communities Support Initiative）が 2018 年 10 月 26 日に発表された。干ばつの悪影響を受けている世帯に対し

て、各 3,000 豪ドルを支給するものである。1 万世帯を対象とすることを想定し、支給総額 3,000 万豪ドルとしている。対象世帯は、DCP Extension の対象自治体内に存在する農業者、農場労働者及び農業関係物品販売業者・契約事業者であり、3,000 豪ドルのうち 2,000 豪ドルは現金で、1,000 豪ドルは商品引換券で支給される。救世軍(The Salvation Army)、聖ヴィンセント・デ・ポール協会 (St Vincent de Paul Society) 及び王立オーストラリア世界共同体サービス (Royal Australia World Community Service) が支援の配付を担当しており、受給希望者は、この 3 団体に連絡する。配付は 2019 年 6 月 30 日までに完了するものとされている。なお、配付を担当する 3 団体も、公募により選定された。2018 年 11 月 28 日から同年 12 月 3 日までの期間で募集され、応募資格者はこの 3 団体のほかオーストラリア地方女性協会 (Country Women's Association of Australia) に限られていた。団体に給付される総額は、対象世帯に配付される 3,000 万豪ドルに、配付に必要な事務費、交通・通信費、保険料、光熱・水道料、監査経費等を加えて、3,300 万豪ドルである。

(iv) マレー・ダーリング川流域地域経済多様化対策 (The Murray-Darling Basin Regional Economic Diversification Program)

マレー・ダーリング川流域はオーストラリア最大の灌漑農業地帯であるが、水資源の過剰利用が問題となったことから、2012 年 11 月に流域計画が策定され水資源利用の制約が強まった。これにより影響を受けるコミュニティが、経済の多様化を促進し水資源が制約された環境に適応することを支援するため、7,265 万豪ドルを補助するものである。流域の 3 州であるクイーンズランド州に 1,505.5 万豪ドル、ニューサウスウェールズ州に 3,257.3 万豪ドル、ヴィクトリア州に 2,502.8 万豪ドルが供与された。各州は管轄内での事業を選定するに際して連邦政府の担当大臣と協議をすることとされるが、事業の進め方や実施は州政府に委ねられている。ニューサウスウェールズ州では、採択された事業を 2017 年 6 月 30 日までに完了することを求めている。

(v) 全国地域強化資金 (National Stronger Regions Fund)

経済便益をもたらす条件不利を是正するインフラ事業に資金供与するものである。5 年間で 10 億豪ドルの補助として開始され、第 3 ラウンドまでの実績で 6 億 3,200 万豪ドルが割り当てられたが、その後新たな募集は行っていない。内容面からは、インフラとコミュニティ投資を支援する上記 (i) の BBRF が後継事業に該当する。応募資格は、ABN を持つ自治体又は NPO 法人である。補助金額は 1 件当たり 2 万～1,000 万豪ドル、補助率上限は 50% (すなわち、4 万豪ドル以上の事業規模が必要)。採択された被補助事業は、2019 年 12 月 31 日までに完了しなければならない。

実施された補助は以下のとおり。

- ① 第 1 ラウンド: 2014 年 10 月 1 日～11 月 28 日募集。2015 年 5 月、採択事業を発表。51 事業、事業費総額 6 億 4,201 万豪ドル、うち補助金額 2 億 1,225 万豪ドル。
- ② 第 2 ラウンド: 2015 年 5 月 15 日～7 月 31 日募集。2015 年 12 月、採択事業を発

表。111 事業，事業費総額 8 億 4,193 万豪ドル，うち補助金額 2 億 9,343 万豪ドル。

- ③ 第3ラウンド：2016年1月15日～3月15日募集。2016年6月，採択事業を発表。67 事業，事業費総額 4 億 6,273 万豪ドル，うち補助金額 1 億 2,654 万豪ドル。

（vi）地域成長資金（Regional Growth Fund）

長期的な経済成長を促し地域に雇用を創出するべく，構造調整などの大きな変化を図る事業に対し，1,000 万豪ドル又はそれ以上の補助金を供与するもので，総額 2 億 7,220 万豪ドルが用意された。応募資格者は，州政府，地方自治体，民間の営利事業及び補助金申請時に設立から 2 年以上経過している NPO である。最初の募集は，2018 年 4 月 27 日をもって締め切られた。

補助対象分野は広範にわたり，輸送・通信，観光，製造業，第一次産業を含む。対象事業はインフラ整備に限られ，一般利用されるインフラ又は雇用創出や利益向上により継続的に大きな便益を地域にもたらす私的に利用されるインフラである。補助率の上限は 50%，補助の供与期間は 2018-19 年度から 2022 年 6 月 30 日（2021-22 年度末）である。

六つの州と一つの特別地域で 17 の事業が採択された。対象施設は，洪水緩和・水量調節施設，洪水防止堤防，道路，河川・遊歩道整備，スポーツ施設，スポーツ・娯楽センター，海洋観光センター，地域センター（水辺施設，芸術施設，娯楽施設），娯楽芸術・文化センター，水中観光施設，沿岸部等再開発，企業団地，産業団地・農業技術センター，弾丸鍛造工場，ジャガイモ加工施設，アイクリーム事業施設，醸造施設，である。

（vii）地域雇用・投資施策（Regional Jobs and Investment Package）

地域雇用・投資施策は，地域における，経済活動を多様化し，長期的な経済成長を促し，持続可能な雇用をもたらす活動を，連邦政府が支援するものであり，補助総額として 2 億 2,230 万豪ドルが用意され，補助率は対象となる事業経費の 50%が上限である。

クイーンズランド州の Tropical North，Bowen Basin 及び Wide Bay Burnett，ニューサウスウェールズ州 North Coast 及び South Coast，サウスオーストラリア州の Upper Spencer Gulf，ヴィクトリア州の Goulburn Valley，Latrobe Valley 及び Geelong 並びにタスマニア州の Regional Tasmania の 10 地区が指定され，各地区に，インフラ等大臣が地方計画委員会（Local Planning Committee）を任命し，同委員会が地区の潜在成長分野を勘案して投資の優先順位などを盛り込んだ地方投資計画（Local Investment Plan）を立案し，インフラ等大臣に提出する。同計画が公表されてから，それに即した形で各地区が補助の申請を行う。2018 年 1～4 月にかけて，各地区にそれぞれ 2,000 万～3,000 万豪ドルの補助金が割り当てられた。

補助は三つの分野に区分され，それぞれで条件等が若干異なる。

- ① 地方インフラ（Local infrastructure stream）：応募資格者は，ABN を持ち，地方自治体ないしそれに準じる主体，又は補助金申請時に設立から 2 年以上経過して

いる NPO 法人である。インフラの新規建設や改良を行うもので、補助金最低限額 5 万豪ドル、補助金合意の施行日から 12 週間以内に着工しなければならない。

- ② 事業革新 (Business innovation stream) : 応募資格者は、ABN を持ち、免税措置を受けておらず、オーストラリアで設立された会社又は会社化された基金である。申請者の事業の拡大・成長を図るもので、補助金最低限額 5 万豪ドル、補助金合意の施行日から 12 週間以内に作業を開始しなければならない。

- ③ 技能及び訓練 (Skills and training stream) : 応募資格は、地方インフラと同様である。申請者自身の被雇用者以外の者に対して技能や訓練を提供するもので、補助金最低限額の定めは無い。

ちなみに、ヴィクトリア州 Geelong 地区での採択された事業は、炭素繊維製造施設建設、野生生物エコツーリズム起業、製造業・エンジニアリングセンター (トレーニング施設) 開設、ウォーターフロント再開発 (レクリエーション・観光向け)、工芸品センター (観光開発)、歴史的な羊牧場の整備 (観光開発)、TWP 社の特殊印刷等施設の拡大、自動車用ガラス製造能力拡大、廃熱利用による高効率な発電、廃棄物利用の燃料開発、EMU Australia 社の製造工程自動化、新型製材システム導入、水耕栽培・養殖施設の拡大、Basils Farm 社の屋外レストラン等設置、新規醸造施設の開設、Colac 湖の整備 (地元民向け、観光客向け)、自動車検査施設への新技術導入・効率向上であった。

(viii) コミュニティ強化対策 (Stronger Communities Programme)

コミュニティに社会的利益をもたらす小規模事業を支援するもので、コミュニティ組織及び地方自治体に対して、補助金を支給する。これまでに 4 回の募集ラウンドが行われた。第 1 回から第 3 回のラウンドはそれぞれ 2015-16 年度、2016-17 年度、2017-18 年度に行われ、3 回の合計で 5,269 件に対し 5,760 万豪ドルの補助金が供与された。補助の対象となった事業は、公衆トイレ、スコアボード、コンピュータ、公民館やクラブハウスの改修、高齢者介護・デイケア施設の装備、児童公園の遊具、アート作品、救難用ボート、災害用自家発電機などである。第 4 回は、2018-19 年度に実施された。

第 5 回は 2019 年 8 月 5 日から 10 月 17 日まで募集され、補助金総額として 2,265 万豪ドルが準備されている。連邦下院議員の 151 の選挙区ごとに 15 万豪ドルが金額の上限で、選挙区ごとで事業数の上限は 20 である。補助金支給額は 1 事業に対して、2,500 豪ドルから 2 万豪ドルまでであり、応募資格として、ABN を持ち当該選挙区の下院議員から推奨された法人で、事業ガイドラインに挙げられたもの (地方自治体と関連法人、若者クラブ、児童養護センター、サーフ・クラブ、高齢者介護法人、市民団体、地方消防サービス、配当を行わない協同組合などが列挙されている)、であることが求められる。

(ix) タスマニア雇用・成長施策 (Tasmanian Jobs and Growth Package)

上記八つの補助金がオーストラリア全土を対象とするのに対し、タスマニア州を対象を絞りその経済を支援するものである。補助金供与期間は 2013-14 年度から 2016-17 年度、

補助金総額は1億600万豪ドルであって、そのうち8,280万豪ドル分は、インフラ等省が、残りは他の省が所管した。

対象とする事業規模は2.5万から1,300万豪ドルまで。応募資格者は、ABN又はオーストラリア会社番号（ACN）を持つ法人である。事業の募集は2013年12月に行われ、インフラ等省が担当する部分で30事業が採択された。対象となる産業・分野は果樹・野菜、酪農、輸送、製材、養殖・加工、灌漑、住宅、美術、公園、公的建物であり、内容は、雇用確保、生産性向上に資するものであれば、フィージビリティ・スタディ、研修などから施設整備まで対象とされている。

2) 条件不利地域対策

(i) 僻地税相殺（zone tax offset）

「地域」に着目した税制特例として、僻地税相殺（zone tax offset）挙げられる⁽⁴⁾。当該納税者の通常の居住地がオーストラリアの僻地（zone）（海底油田・ガス田のリグを除く）である場合に申請できる。僻地の生活費が割高なことを理由とするもので、当該会計年度中、又は当該年度の初日を含み前年度と当該年度の合計で、183日以上そこに住んでいる場合、適用を受けることができる。認められれば次の額が税額控除となる（2015-16年度の上限）。関連税額控除とは、僻地でない場所でも得られる税額控除である。

- ① 僻地区分 A（Zone A）の通常区域 338 豪ドル + 関連税額控除の 50%
- ② 僻地区分 B（Zone B）の通常区域 57 豪ドル + 関連税額控除の 20%
- ③ 僻地区分 A（Zone A）の特別区域 1,173 豪ドル + 関連税額控除の 50%
- ④ 僻地区分 B（Zone B）の特別区域 1,173 豪ドル + 関連税額控除の 50%

なお、この僻地区分に該当する地域は、その対象範囲が広く、南西端と南東部を除くオーストラリアのほぼ全域が該当している。

(ii) 通信インフラの整備

2015年に連邦政府がとりまとめた「農業競争力白書」のなかでも、優先5分野の一つ「21世紀のインフラ整備」の一環として、「より良い携帯電話」のために、携帯電話圏外解消プログラム（Mobile Black Spot Program）⁽⁵⁾の既存予算に、6,000万豪ドルを上乗せするとされている。

同プログラムは、新たな基地局を整備して携帯電話の通話が困難な地域をなくすことを目指す、特に地方部に資する事業であって、所管するのは、インフラ等省である。携帯電話の基地局等を建設するに際し連邦予算からの補助を受けたい者が応募し、採択されると設備建設の一部について連邦政府の補助を受け、建設費の残りの部分と運営経費を自己負担するという方式である。

2015年から開始され、これまで第1ラウンド（対象基地局499）、第2ラウンド（対象基地局366）、優先ラウンド（第3ラウンド）（対象基地局102）及び第4ラウンド（対象基地局180）が実施された。第4ラウンドは、補助金額2億7,500万豪ドルで、2018年6

月1日に発表され、2018年10月15日から募集を開始、募集締め切りは2019年1月10日で、2月から割当を行っている。

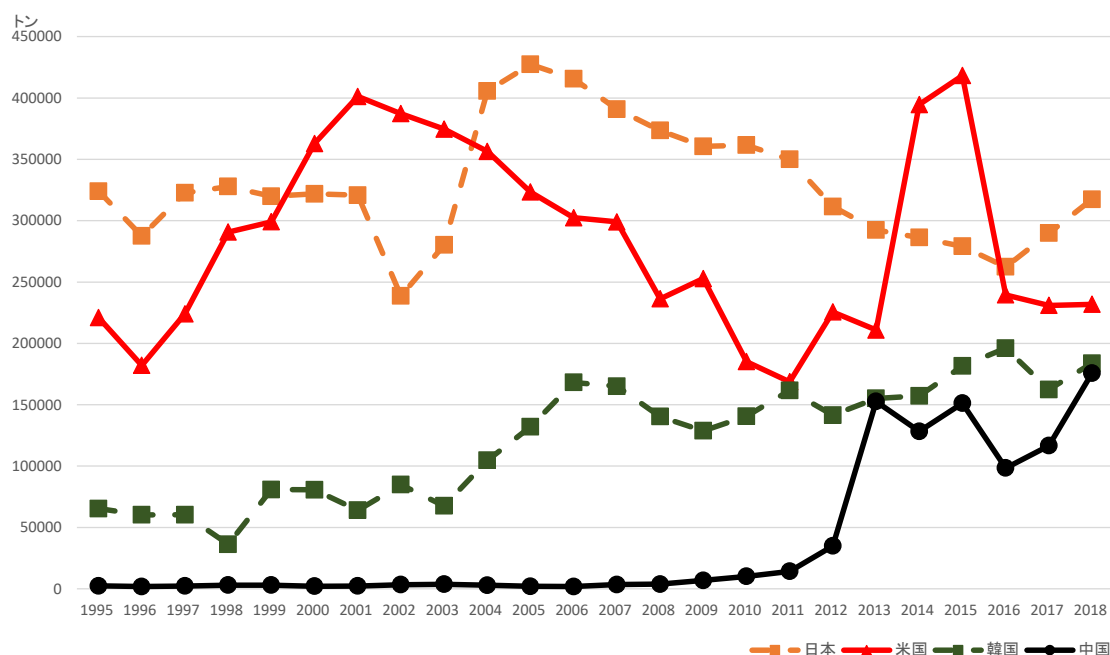
これまでの四つのラウンドで、連邦政府は3億8,000万豪ドルの補助金を供与し、これに対応する携帯電話網会社（Optus, Telstra, Vodafone）、州政府、その他の地方政府と民間部門からの拠出があって、全体の事業費は7億6,000万豪ドルにのぼり、1,047の基地局を整備することとなっている。そのうち748の基地局が、2019年10月4日現在までに完成して稼働している。残る基地局（229局）も2020年6月までに稼働を始める計画である。

2019年3月20日に、連邦政府は補助金を1億6,000万豪ドル追加し、第5ラウンド及び第6ラウンドでそれぞれ8,000万豪ドルずつを補助することとした。第5ラウンドは、2019年4月5日に募集を開始し、同年9月26日に締め切られて、採択の審査に入った。

4. オーストラリアの牛肉輸出

（1）牛肉輸出の地位と主要輸出先国ごとの状況

牛肉は単一品目としては、オーストラリア最大の輸出農産品であり（金額ベース）、年間約118万トン、約64億ドルを輸出している（2018年。第2位及び第3位は、小麦及び羊毛）。加えて、今後とも輸出の伸びが予測されており、また、輸出先によって差はあるものの、比較的高い輸入関税を課されることが多く、オーストラリアがこれまで進めてきた自由貿易協定（FTA）との関係でも注目されること、その貿易動向について整理する。



第1図 オーストラリアの牛肉輸出量（主要輸出先別）

資料：Global Trade Atlas のデータから筆者作成。以下の図表についても同じ。

なお、本稿では、貿易実績の数値は、他の出典を明示しない場合は、Global Trade Atlas により、その価格は米ドルベースである。関税率や関税割当（TRQ）の数値等は、各国政府ウェブサイトの自由貿易協定の資料による。また、対象とする牛肉は、HS コード 0201 及び 0202 の冷蔵牛肉及び冷凍牛肉を対象としており、HS コード 0206 や 0210 の中に含まれる牛由来のくず肉や、牛肉の調製品を含まない。

オーストラリアからの牛肉の主要輸出先について、その貿易状況と、それらの輸出先国との自由貿易協定の締結状況などを以下に概観する。なお、オーストラリアにとって主要輸出先の一つである米国は輸出国でもあり、その主要輸出先のうち日本、韓国がオーストラリアと共通することから、米国の、日本、韓国との関係についても言及する。

第5表 オーストラリアの牛肉輸出量（主要輸出先別）

（単位：トン，％）

輸出先	冷蔵			冷凍			冷蔵・冷凍計		
	2017	2018	2018年 シェア	2017	2018	2018年 シェア	2017	2018	2018年 シェア
日本	117,006	128,924	43%	172,802	188,494	22%	289,808	317,418	27%
米国	61,891	63,849	21%	169,077	167,984	19%	230,968	231,833	20%
韓国	36,061	38,396	13%	126,348	145,398	17%	162,409	183,794	16%
中国	6,038	14,234	5%	110,566	161,459	18%	116,604	175,693	15%
世界計	276,477	300,611	-	773,830	876,180	-	1,050,307	1,176,791	-

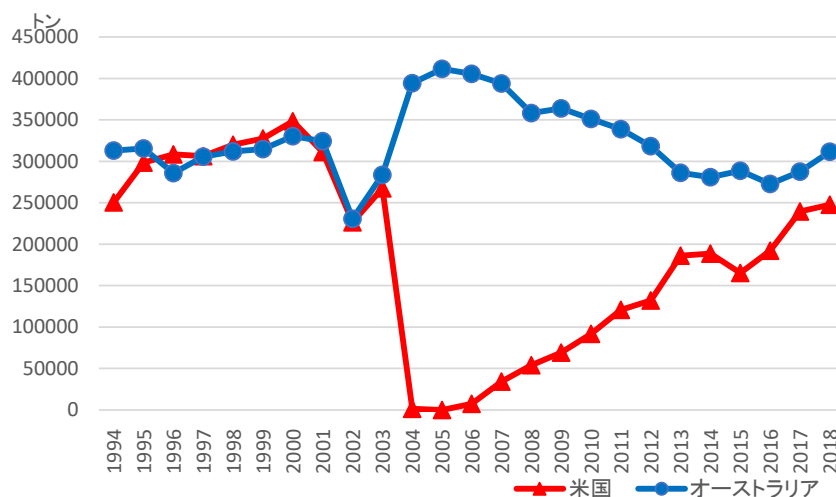
オーストラリアの牛肉輸出先の上位は日本、米国、韓国、中国である（第1図。同図は数量ベースだが、金額ベースでも順位は同じ）。冷蔵牛肉と冷凍牛肉とを分けて2018年の実績値を見ると、冷蔵牛肉については輸出量・輸出額ともにこの順位であるのに対して、冷凍牛肉については、輸出量は日本、米国、中国、韓国の順、輸出額は中国、米国、日本、韓国の順である。牛肉輸出全体は増加傾向にあり、上位4か国のなかでは近年、中国向け輸出が急増している。上位4か国に輸出が集中し、数量シェアは、冷蔵で82%、冷凍で76%と高い（2018年）。冷蔵と冷凍の割合を見ると、輸出先第1位の日本は冷蔵牛肉の割合が大きく、中国は冷凍牛肉の割合が大きいことが伺われる（第5表）。

1) 日本

日本の輸入先はオーストラリアと米国とに集中し（2か国のシェアは2018年の数量ベースで90%）、ニュージーランド、カナダ等からの輸入もあるが、その割合は極めて小さい。米国からの輸入量が2004年に激減しその後しばらく低迷が続いたのは、米国でBSEが確認されたことによる。今日では、BSE以前の水準に近いところまで米国からの輸入は回復している（第2図）。

日本の牛肉輸入関税は一般には38.5%だが、豪日EPAが2015年1月に発効し、オーストラリア産牛肉の関税率は段階的に引き下げられ、2031年で、冷蔵で23.5%、冷凍で19.5%となる。枠数量を超えると関税率を38.5%に戻すことができるSSG（特別セーフガード）

枠が 2023 年まで設定されている。SSG 枠の数量は過去の輸入実績を若干上回る程度であるが、2018 年までのところ輸入量がこの枠を超えて SSG が発動されたことはない。厳密には、発効直後から 2014 年度末までの間に設定されていた枠を超過した輸入があったものの、その時点では SSG を発動せず超過分を翌年度の枠に充当した。



第2図 日本のオーストラリア及び米国からの牛肉輸入量

その後、2018 年 12 月にオーストラリアと日本を含む 11 か国が参加する環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定 (TPP11) が発効した。TPP11 を利用する場合は、関税率は段階的に引き下げられ、2033 年で 9% となる。TPP11 においても SG (セーフガード) 枠が設定され輸入数量がそれを超えると関税率が引き上げられるが、SG 枠は 2019 年度で 601,800 万トンである。SG 枠数量は、米国が参加する予定のもと作成された、環太平洋パートナーシップ協定 (TPP) で設定したものが使われており、米国を含む 11 の国からの日本の輸入実績に対応した数字であったため、TPP11 の 10 か国の実績 (2018 年で 359,339 トン) からみて大きく余裕がある枠となっている。

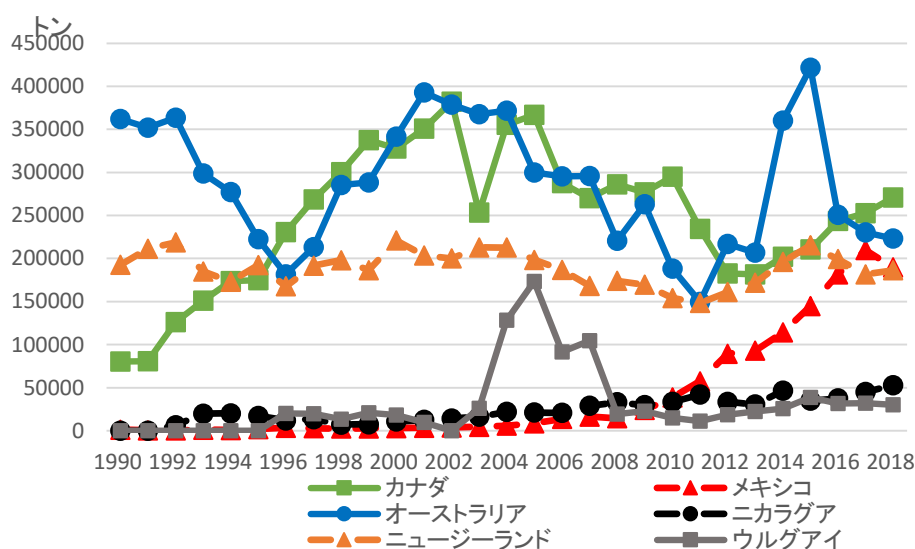
オーストラリアと並ぶ牛肉輸入先である米国は、TPP からは離脱したものの、その後 2020 年 1 月に日米貿易協定が発効し、米国からの牛肉に対して TPP11 と同内容の牛肉関税引き下げが行われる。

2) 米国

オーストラリアにとって米国は日本と並ぶ牛肉輸出先である。米国にとってもオーストラリアは最大級の輸入先であり、1990 年代からカナダと首位を争っている。米国の輸入に占めるニュージーランドのシェアも大きい。日本に比べ輸入先は分散している。近年、メキシコからの輸入が急拡大しており、他の中南米からの輸入も増加傾向にある (第3図)。米国の輸入先は、冷蔵牛肉と冷凍牛肉とで輸入先が大きく異なる。地理的な遠近の違いが理由と思われるが、冷蔵に関してカナダ及びメキシコのシェアが圧倒的である一方、冷凍

牛肉ではニュージーランド及びオーストラリアの割合が非常に高い（第6表）。

FTA 等が無い場合、米国の牛肉輸入関税は一般に 26.4%であり、WTO で設けた TRQ 枠内については 4.4 セント/kg である。オーストラリアは、WTO 枠 378,214 トンを有する。オーストラリアは米国と豪米 FTA を締結し、2005 年 1 月に発効した。米国は、牛肉について即時に WTO 枠の枠内関税を撤廃し、2006 年から順次枠数量を追加し、追加枠数量は最終的に 7 万トンに達する。一方、枠外の関税率も 2014 年から引き下げを開始して 2022 年に撤廃するので、その時点では枠内外ともに関税率がゼロとなって、完全自由化が達成される。ちなみにオーストラリアからは FTA 発効後、この枠を上回る輸入は行われていない⁽⁶⁾。



第3図 米国の牛肉輸入量の推移

第6表 米国の牛肉輸入量（主要輸入先別）

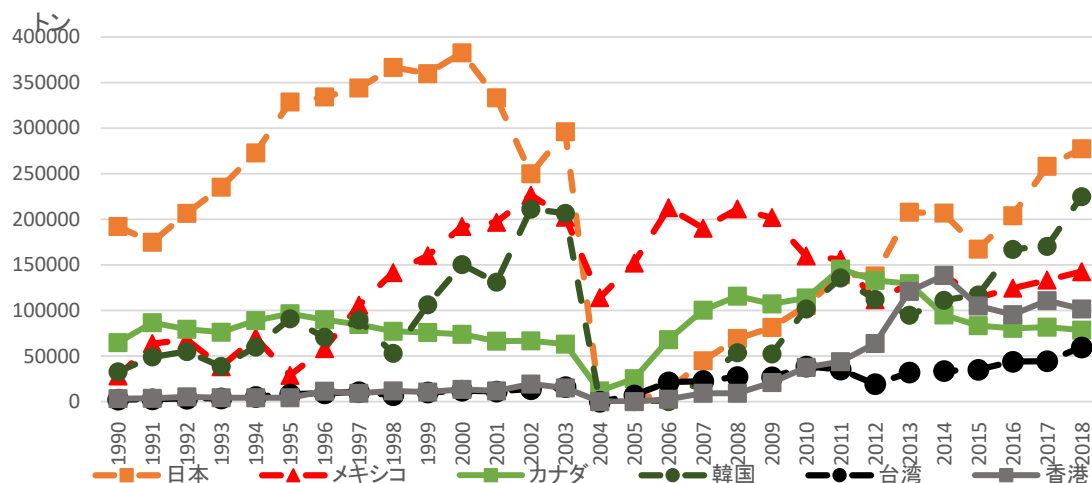
（単位：トン，％）

輸入先	冷蔵			冷凍			冷蔵・冷凍計		
	2017	2018	2018年 シェア	2017	2018	2018年 シェア	2017	2018	2018年 シェア
カナダ	240,434	259,461	51%	12,223	11,512	3%	252,657	270,973	28%
メキシコ	195,027	172,873	34%	14,661	16,891	4%	209,688	189,764	20%
オーストラリア	61,793	61,024	12%	168,641	162,345	35%	230,434	223,369	23%
ニカラグア	6,764	7,978	2%	38,150	45,017	10%	44,914	52,995	5%
ニュージーランド	2,860	2,826	1%	178,720	183,465	40%	181,580	186,291	19%
ウルグアイ	2,248	1,646	0%	29,890	28,510	6%	32,138	30,156	3%
世界計	511,312	508,380	-	461,238	458,799	-	972,550	967,179	-

その後、2016 年からは輸入量 25 万トン以下と WTO の枠（38 万トン弱）も下回り続けている。2019 年 3 月時点で ABARES は、対米輸出量は今後 5 年間、25 万トン以下の水準が続くとしているので（ABARES (2019b)）、オーストラリアの対米輸出牛肉は、TRQ 枠による関税ゼロを受け続けたまま、2022 年の関税撤廃を迎える見通しである。

他方、米国からの輸出先は日本を筆頭に韓国、メキシコと続く。近年では香港及び台湾

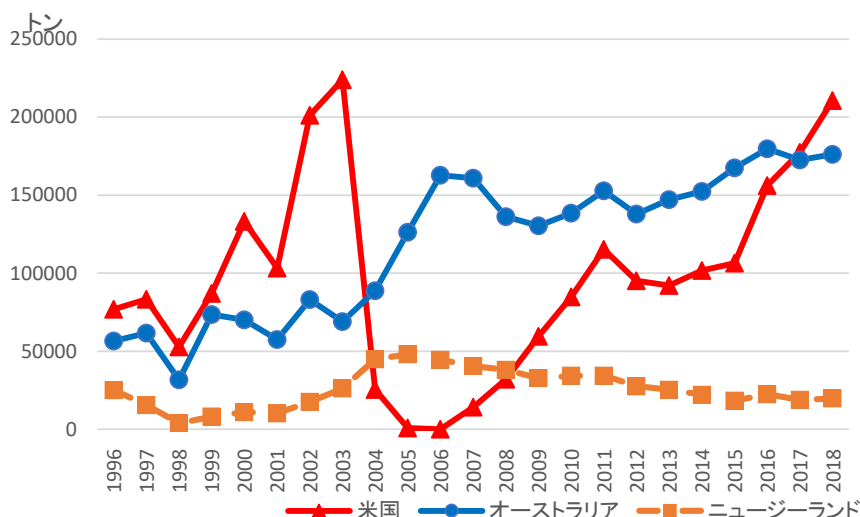
の地位が高まっている（第4図）。2004年に輸出量が急減しているのは米国内でBSEが確認された影響である。なお、メキシコ及びカナダからの対米輸出と同様、米国からこの2か国に対する輸出も、冷凍に比べ冷蔵牛肉の割合がはるかに大きい。



第4図 米国の牛肉輸出量の推移

3) 韓国

韓国の輸入先は、日本と同様に集中化が進み、米国、オーストラリア及びニュージーランドの3か国からの輸入が全体の98%を占める。米国でBSEが確認された影響で、米国からの輸入が2004年に急減した後、時とともに米国からの輸入は回復し、この過程を経ても韓国は輸入先を多角化しなかった（第5図）。



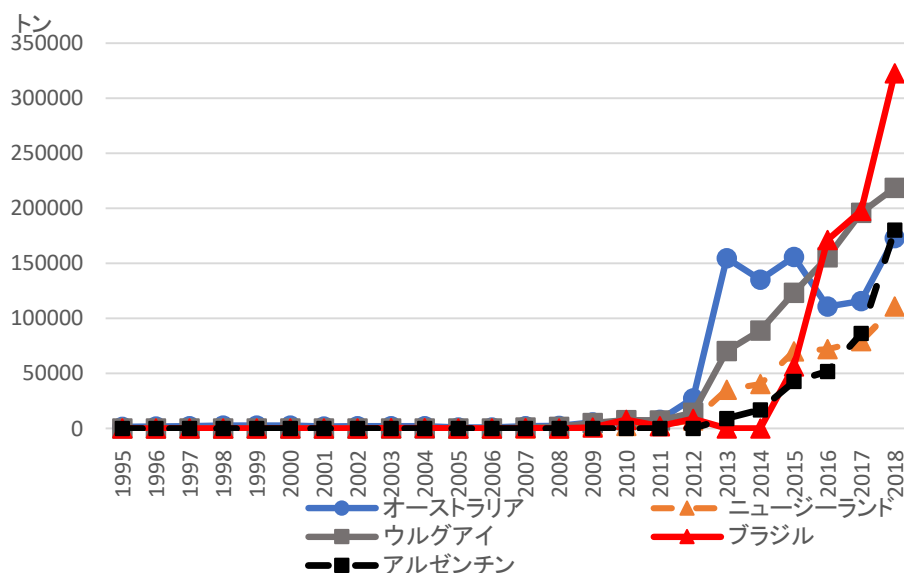
第5図 韓国の牛肉輸入量の推移

協定等の無い場合の牛肉輸入関税は 30%である。オーストラリアとは 2014 年 12 月に豪韓 FTA が発効し、関税（豪韓 FTA の基準としたのは 2010 年時点の関税率であり、40%からの引き下げになるが、2017 年時点で 29.3%となり、30%を下回る）を段階的に引き下げ 2028 年に撤廃することとなる。SG 枠の数量を超えると関税率を 30%（2018 年以前は 40%。2024 年以後は 24%）に戻すことができる仕組みである。SG 枠数量は 2010 年前後の実績を若干上回る程度だが、オーストラリアからを含む輸入全体で増加基調が続いており、2015 年から 2018 年まで輸入実績は SG 枠を上回り続けている。

米国との間には米韓 FTA が 2012 年 3 月に発効しており、対オーストラリアと同様に、関税率を 15 年で撤廃（2026 年からゼロ）する。SG 枠も同様に設けられているが、枠数量としては過去の輸入実績を大きく上回るものが設定されており、米国からの輸入は増加傾向が続いているものの枠数量までには大きな余裕がある（2018 年の輸入実績は約 21 万トンであり、枠上限まで約 10 万トンの余裕）。

4) 中国

中国の牛肉輸入は近年急速に拡大しており、その輸入先はオーストラリア、ブラジル、ウルグアイ、アルゼンチン、ニュージーランド等である。上位 4 か国で 7 割を占めており、オーストラリアのシェアは 15%程度である（2018 年）。近年ブラジルからの輸入の伸びが特に顕著である（第 6 図、第 7 表）。なお、中国の輸入牛肉は、そのほとんどが冷凍牛肉であり、冷蔵牛肉の割合は 1.5%にとどまる（2018 年）。



第 6 図 中国の牛肉輸入量の推移

中国は、冷蔵枝肉に 20%、冷凍枝肉に 25%、カット肉に冷蔵・冷凍とも 12%の牛肉輸入関税を課しているが、オーストラリアは 2015 年 12 月に発効した豪中 FTA により、低関税で輸出することができる。中国は同 FTA の発効と同時に第一段階の輸入関税引き下げを行い、2016 年 1 月に二度目の関税引き下げを行った。その後も毎年段階的に引き下げ、

2024 年に関税ゼロとなる。ただし、枠数量を超えると関税率を一般の率に戻す SG 枠が設けられている（枠の数量は当初の 17 万トンから徐々に拡大し、2029 年に約 25 万トンとなる）。2018 年の中国のオーストラリア牛肉輸入量は 17 万トンを超え、SG 枠を超過している。ただし、オーストラリアからの牛肉輸入は 2012 年頃から急増しており、豪中 FTA が発効した 2016 年以後に増え始めたわけではない。

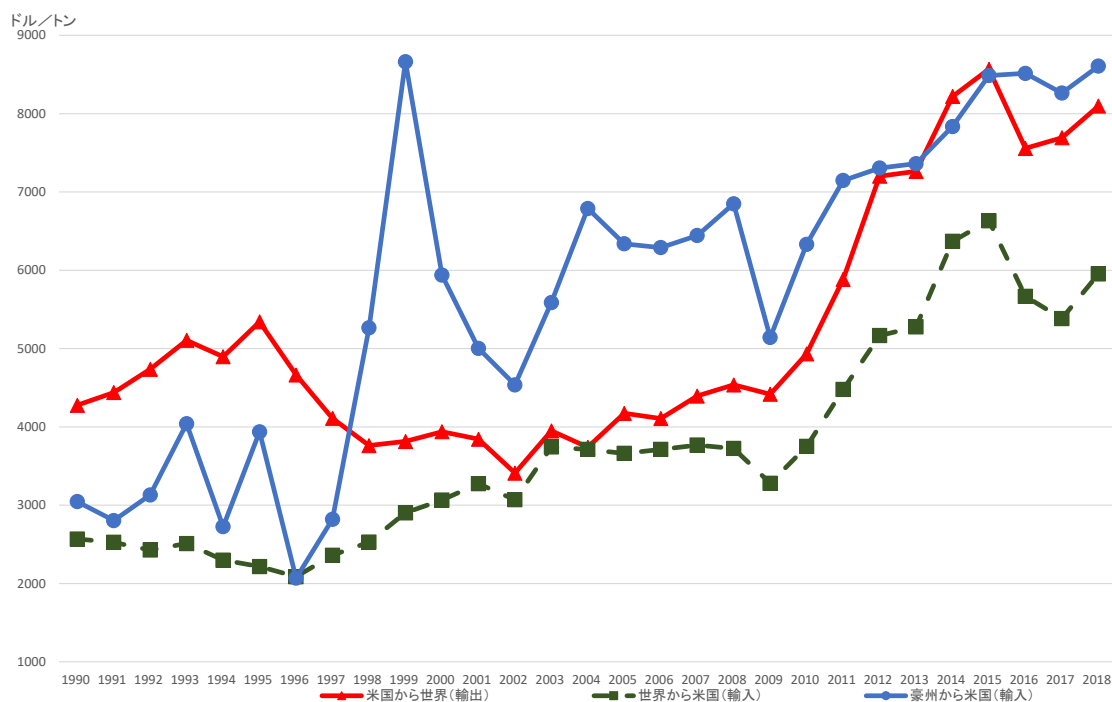
第 7 表 中国の牛肉輸入量（主要輸入先別）

(単位：トン，%)

輸入先	2014	2015	2016	2017	2018	2018年 シェア
オーストラリア	135,210	155,937	110,911	115,780	173,088	17%
ニュージーランド	40,384	70,266	72,052	79,486	110,806	11%
ウルグアイ	89,080	123,206	155,441	195,874	218,553	21%
ブラジル	0	56,429	171,157	197,565	322,693	31%
アルゼンチン	16,983	42,688	51,957	86,334	180,377	17%
世界計	297,949	473,835	580,049	695,115	1,039,388	-

(2) オーストラリアの牛肉輸出の経過と特徴

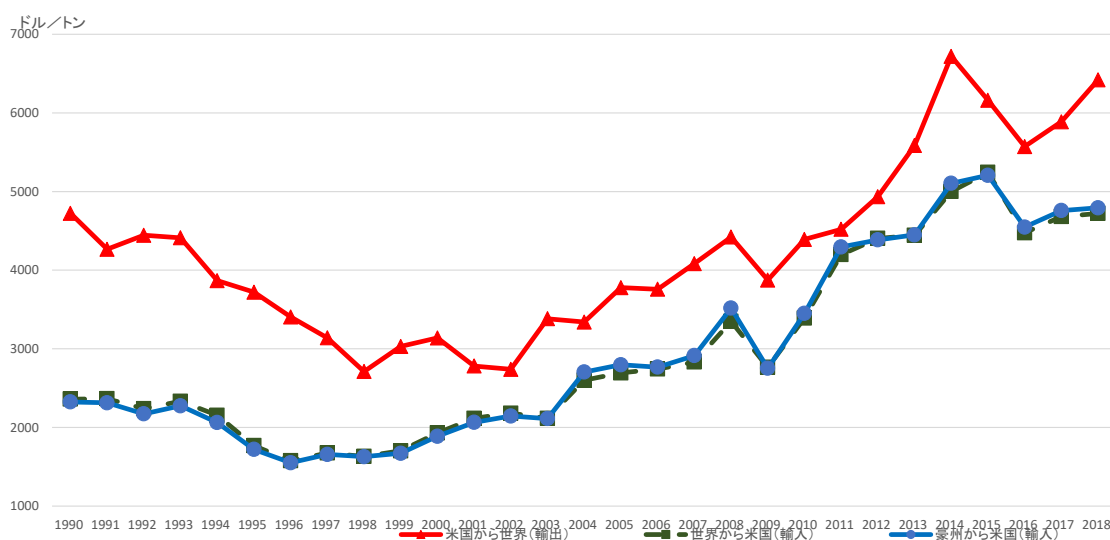
オーストラリアの牛肉輸出量は過去 20 年余り拡大傾向で推移しており、主要輸出先は一貫して、日本、米国、韓国の 3 か国であり、2010 年代から、中国向け輸出が急速に拡大していることも特徴である。ほどなく韓国を抜いて第 3 位の輸出先となると考えられる（後述（3）を参照）。日本向け及び米国向けに大きな波が見られるのは、日本及び米国で BSE の発生を受けてそれぞれ消費量や調達先が変動した影響であろう（第 1 図）。



第 7 図 米国の冷蔵牛肉輸出入価格

ところで、オーストラリアの主要輸出先4か国のなかで、輸出がわずかである他の3か国と異なって、米国は牛肉の主要輸出国でもある。主要輸出先は、日本、韓国、カナダ、メキシコ、台湾などであり、主要輸入先はオーストラリア、ニュージーランド、カナダ、メキシコなどである。カナダ及びメキシコは米国に隣接する牛肉生産国であることから輸出・輸入とも主要な相手先となっていると考えられるが、その他の国、特にオーストラリアとの関係で米国の輸出貿易にどのような特徴があるだろうか。

牛肉貿易の単価をみると、冷蔵牛肉に関して、米国の世界からの輸入価格平均は、1990年以後、2004年を中心とする数年間を除いて、米国から世界への輸出価格平均を下回っており、安い牛肉を輸入して高いものを輸出するという貿易が行われている（第7図）。ただし、オーストラリア牛肉に限ると事情が異なり、米国のオーストラリアからの輸入単価は、世界全体からの輸入単価をかなり上回っている。カナダやメキシコからの輸入に比べ輸送費が大きいことも関係している可能性があるが、冷蔵牛肉については、米国が安く輸入し高く輸出するという貿易のあり方が、オーストラリア牛肉については該当しない。特に1999年前後のオーストラリアからの輸入価格は著しく高くなっている。ただし、当時の米国の冷蔵牛肉輸入に占めるオーストラリアのシェアは1%に満たず、シェアが拡大してきた近年においても10%余りで、メキシコないしカナダに比べるとかなり小さい。



第8図 米国の冷凍牛肉輸出入価格

他方、冷凍牛肉貿易についてみると、米国の世界からの輸入単価とオーストラリアからの輸入単価には殆ど差がない。これは輸入冷凍牛肉の大部分がオーストラリア及びニュージーランドから来ている（2国のシェアは1990年で90%。その後は低下傾向だが、2018年でもなお75%に達する）ためであろう。そして米国の輸出単価は、この輸入単価を大きく上回っている。すなわち、米国が安い牛肉を輸入し、高い牛肉を輸出するという貿易実態は、冷凍牛肉に関しても当てはまり、この場合の安い牛肉の輸入先はオーストラリア（及びニュージーランド）ということである。

(3) 今後の見通し

ABARES が 2019 年 3 月に発表した、オーストラリアの今後 5 年間、2023-24 年度までの見通しのなかから、牛肉についてのポイントをまとめると以下のとおりである。

オーストラリアの肉牛頭数は、気候が平均的なものと想定すると、2023-24 年度は 2,420 万～3,000 万頭、2017-18 年度の頭数にくらべ、-6%～+15%と見通される。他方、輸出に関しては、国内供給の増加によって、主要輸出先国の幾つかでは、オーストラリア産牛肉の輸入需要が落ち込む。米国では国内供給が大きく、短期的には脂肪分の少ない牛肉輸入が減少するが、その後は回復する。日本では、人口減少等により、オーストラリア産牛肉の輸入需要は限定される。中国では、経済成長が継続し、需要が拡大する。中国は、需要の増加に対応して輸入先を拡大し、アルゼンチン、ブラジルといった南米産牛肉の輸入を解禁したが、対照的に日本や韓国は、輸入先を限定しており、オーストラリアはその少ない輸入先の一つであり、病虫害の無い地位を評価されている (ABARES(2019b))。

こうしたことから、オーストラリアの牛肉生産は当面増加基調で推移するが、主要輸出先のうち米国、日本及び韓国の需要は大幅には変動することなく確保され、生産量の増加した部分は、引き続き拡大していく中国向け輸出で消化され则认为られる。ただし、ブラジルが更に生産量、輸出量を拡大していくこと、日本や韓国で南米からの輸入の解禁・拡大が進むといった可能性を考えると、中長期的には、南米の低コスト国との競合により価格が押し下げられることや輸出先の構成に変化が生じることもあり得るところであり、今後の動向が注目される。

5. 自由貿易協定等の推進状況⁽⁷⁾

オーストラリアは積極的に自由貿易協定 (FTA) の締結を推進し、中国、日本、米国、韓国、ASEAN など主要な貿易相手国とは FTA が既に発効し、貿易額は相対的に小さいが、南米市場への足がかり的な位置づけのチリとも 2009 年に FTA を締結済みである。最近では、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定 (TPP11) が 2018 年 12 月、香港との FTA が 2020 年 1 月、ペルーとの FTA が同年 2 月に発効した。2019 年 3 月に署名したインドネシアとの FTA は、近く発効する見通しである。

一方、交渉中の FTA のうち、GCC (湾岸協力理事会。バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦の 6 か国)、インド及び太平洋同盟 (Pacific Alliance。チリ、コロンビア、メキシコ及びペルー) との交渉は、近年進展が見られない。2013 年に日本、中国、韓国、ASEAN、オーストラリア、ニュージーランド、インドが交渉を開始した東アジア地域の包括的経済連携 (RCEP) も未合意である。太平洋諸島フォーラム (Pacific Islands Forum) の国々との、経済関係緊密化のための太平洋合意 (PACER プラス) は 2017 年 4 月に合意に達したが、14 か国のうち批准は 3 か国に留まり未発効である。最近進展が見られるのは EU との FTA であり、2018 年 7 月から 2020 年 3 月までに 6 回の交渉会合を重ねている。また、EU を離脱した英国との間で、FTA 交渉を開始することを意図している。

注(1) 省名はしばしば変更される。2020年2月に改称された時点での名称である。

- (2) この項の記述は、インフラ等省のウェブサイト (<https://www.regional.gov.au/regional/programs/>) 及びその下層の各ページ並びにそこからリンクされた複数のウェブサイトからの情報による。2019年7～12月参照。
- (3) オーストラリア政府は「grant connect」という専用ウェブサイトを設け、2018年1月1日以後に付与された補助金を検索できるようにしている。その一方で、それまで、補助金の種類ごとで作成し公表していた実績案件一覧表は掲載されなくなったため、特定の補助プログラムの実績は掴みにくくなった面がある。
- (4) 僻地税相殺については、オーストラリア税務局のウェブサイト (<https://www.ato.gov.au/Individuals/Income-and-deductions/Offsets-and-rebates/Zones-and-overseas-forces/#Zonetaxoffset1> 等) の情報による。
- (5) 携帯電話圏外解消プログラムについては、通信・芸術省のウェブサイト (<https://www.communications.gov.au/what-we-do/phone/mobile-services-and-coverage/mobile-black-spot-program> (2019年10月8日参照)) 及びその下層の各ページからの情報による。
- (6) Global Trade Atlas よれば、2015年のオーストラリアからの輸入量は421,660トンで、WTO 枠と FTA 分を合わせた TRQ 枠全体 (418,214 トン) を 3,446 トン上回るが、豪州食肉家畜生産者事業団 (MLA) の資料で、2015年の枠充足率は99%としており (MLA(2019))、TRQ 枠を超えなかったこととなっている。
- (7) オーストラリア外務貿易省のウェブサイト (<http://dfat.gov.au>) による。

[引用文献]

ABARES (2020a) *Australian crop report No.193*.

ABARES (2020b) *Agricultural Commodities, March Quarter 2020*.

ABARES (2019a) *Agricultural Commodity Statistics 2019*.

ABARES (2019b) *Agricultural Commodities, March Quarter*.

ABS (Australian Bureau of Statistics) (2019) *Government Finance Statistics*.

<https://www.abs.gov.au/AUSSTATS/abs@.nsf/DetailsPage/5512.02017-18?OpenDocument>(accessed on September 2, 2019).

ABS (Australian Bureau of Statistics) (2011) *Census Dictionary 2011*.

<http://www.abs.gov.au/ausstats/abs@.nsf/Lookup/2901.0Chapter231-2011> (accessed on September 2, 2019).

MLA (2019) *Global quota and safeguard tracker*.

<https://www.mla.com.au/globalassets/mla-corporate/prices--markets/documents/os-markets/global-quota-tracker-18-09.pdf> (accessed on December 10, 2019)

インフラ等省(2017) *Local Governments National Report 2014-15*.

<https://www.regional.gov.au/local/publications/reports/index.aspx> (accessed on September 2, 2019).